

幼保部会の開催報告について

1. 開催状況

令和8年3月書面会議

2. 協議事項

- (1) 令和8年度に認定こども園へ移行する特定教育・保育施設の利用定員の設定（変更）について

令和8年4月1日に認定こども園へ移行する特定教育・保育施設について、令和8年度第1回幼保部会（令和7年8月20日開催）にて意見を伺っていたが、利用定員の変更があったため、改めて意見を伺ったもの。

- (2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

子ども・子育て支援法に基づく特定乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の確認を行うため、意見を伺ったもの。

- (3) 「保育提供体制の確保のための実施計画」及び「就学前教育・保育施設整備交付金エントリーシート」の承認について

国への提出資料である、「保育提供体制の確保のための実施計画」（以下、「実施計画」。）及び「就学前教育・保育施設整備交付金エントリーシート」（以下、「エントリーシート」。）について、令和8年度より、地方版子ども・子育て会議等で承認を得ることが必要となったため、教育・保育にかかる事項を検討する幼保部会に意見を伺ったもの。

・実施計画

『保育士宿舍借り上げ支援事業』等、国からの保育提供体制の確保のための財政支援を受けるために必要な計画。

・エントリーシート

国からの『就学前教育・保育施設整備交付金』を受けるために必要な資料。

・承認が必要な理由

別紙下線部のとおり、保育需要の把握が十分であるかや、当該需要に基づいた提供体制を確保するための計画となっているか等を確認するため

3. その他

委員からの意見・質問等の概要と会議資料を、後日市ホームページに掲載予定。

地方版子ども・子育て会議等に諮ることについて

- ・ 「採択を要する実施計画」及び「整備計画（エントリーシート）」については、将来における保育需要の把握が十分であるかや、当該需要に基づいた提供体制を確保するための計画となっているか等を確認する観点で、地方版子ども・子育て会議等での承認を得ることを必要としている。

会議体・諮り方

- ・ 原則として、地方版子ども・子育て会議に諮ることとする。
ただし、地方版子ども・子育て会議を設置していない自治体等においては代替手段を用いることも認めるが、担当者ではなく市町村として意思決定された実施計画・整備計画であると説明できることが必要。
- ・ 会議については、書面での開催も可とする。

時期

- ・ 実施計画・整備計画は、会議体への諮問等を行った後に都道府県を通じて国に提出することを原則とするが、会議体の開催時期を考慮し、事後に諮問等を行うことも可とする。
- ・ 事後に諮問等を行う場合でも、希望する財政支援の補助金等に係る交付申請時期までには承認を得ること。
- ・ なお、仮に事後に承認を得ることができなかった場合は、「実施計画」の採択取り消しを行うことがあり得る。

その他

- ・ 会議体に諮ったことについては、実施計画の様式上に記載欄を設け、確認を行うこととしている。